

お知らせ版



2020 1 / 15
No. 317

棚倉町役場
地域創生課 ☎33-2112

寝具類などの洗濯サービス

布団や毛布など、寝具類の衛生を保つために、洗濯および乾燥消毒のサービスを行います。

対象者

- ①高齢者（65歳以上）の一人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
- ②高齢者のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
- ③身体障がい者等で、寝具類の衛生管理が困難な方。ただし、家族により衛生管理が行われている方は除きます。

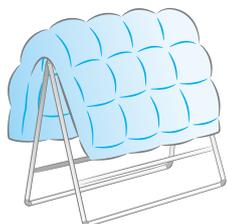
対象品目

一人につき、下記の品物を3点まで申し込みます。ただし、羽毛布団・羊毛布団は、その他のもの1点と併せて2点までとなります。

掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・丹前・かい巻き・肌掛け
(座布団、こたつ布団は対象外です。)

[例] 掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点
羽毛（羊毛）布団、二重毛布の2点

実施日 預かり…2月19日(水)
配達…2月26日(水)



料金 経費の3割

申込方法

保健福祉センター、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。

なお、替えの布団が無い方は無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。

申込期限 2月7日(金)

■お問い合わせ 健康福祉課 高齢者係
(保健福祉センター内) ☎33-7801

第16回 たなぐら市開催

福島県アンテナショップで、棚倉町の物産品等をPRする「たなぐら市」を開催します。首都圏の方々に棚倉町の魅力をPRする絶好の機会ですので、ご親戚やご友人にぜひお知らせください。

日時 1月25日(土) 午前11時～午後5時30分
1月26日(日) 午前11時～午後4時

会場 日本橋ふくしま館 MIDETTE
東京都中央区日本橋室町4-3-16
柳屋太洋ビル1階

催し

- 冬の特産品『棚倉産いちご』を販売！
- 物産コーナー
棚倉産ブルーベリーを使ったジャムやジュース等、町の物産品を販売します。
- 新年の運試し！お米獲得ゲーム
ボールを引いて出た色に応じておいしい棚倉産のお米が獲得できます。

■お問い合わせ

産業振興課 商工係 ☎33-2113

食品加工所を体験してみませんか

昨年度、ルネサンス棚倉パルテノン内に整備した食品加工所の使用体験会を開催します。

日時 1月28日(火) 午後1時30分～
場所 ルネサンス棚倉パルテノン 食品加工所
定員 15名(申込順)
参加費 無料
内容 野菜などの加工体験、真空包装機や瞬間冷凍機等の使用体験



■お申込み・お問い合わせ

産業振興課 商工係 ☎33-2113

税の申告相談



住民税および所得税の申告相談は2月13日から3月16日まで

令和2年度住民税（町県民税）および令和元年分所得税の申告相談を実施します。確定申告が必要な方は期限内に忘れずに申告をしてください。なお、白河税務署でも確定申告をすることができます。

▶申告が必要な人

- 令和2年1月1月現在、棚倉町に住所のある方
- 国民健康保険加入世帯または後期高齢者医療保険加入世帯の方
- 給与収入以外の所得が20万円を超える方

▶申告が不要な人

- 収入が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方

※ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合には申告が必要となります。

▶申告相談当日の持参物チェックリスト

- 印鑑
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード・運転免許証など
- 給与所得者や公的年金受給者は源泉徴収票
- 農業、営業、不動産、山林収入のある方は、収支を記載した帳簿書類または収支内訳書
- 土地や家屋の譲渡があった方は、買取申出証明書・買取証明書または売買契約書および譲渡にともない支出した費用がある場合は領収書など
- 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震（旧長期損害）保険料の払込証明書等
- 社会保険等の任意継続、国民年金保険料、農業者年金保険料等の領収書
- 医療費控除を受ける方は、医療機関等の領収書や医療費のお知らせまたは医療費控除の明細書
- セルフメディケーション税制を受ける方は、医薬品の領収書や各検査、診断等の通知書またはセルフメディケーション税制の明細書
- はじめて住宅借入金等特別控除を受ける方は、登記簿謄本、借入金の年末残高証明書、工事請負契約書、認定長期優良住宅の場合は認定通知書および住宅用家屋証明書、2年目以降の方は、借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書
- 税務署から届いたお知らせハガキ
- 申告者の金融機関の通帳および通帳印（口座振込による納付または還付の場合必要となります）

申告相談の受付日程

時 間 午前の部：午前8時30分～11時30分

午後の部：午後1時～4時

会 場 棚倉町役場正庁（3階）

受付月日	曜日	行政区名	受付月日	曜日	行政区名	
2 月	13日	木	3 月	1日	日	全地区（地区指定なし）
	14日	金		2日	月	堤、金沢内、小菅生
	17日	月		3日	火	棚倉（1、8区）
	18日	火		4日	水	棚倉（2区）、舘ヶ丘
	19日	水		5日	木	棚倉（3、5区）
	20日	木		6日	金	棚倉（4、11区）、堀川
	21日	金		9日	月	棚倉（6、7区）
	25日	火		10日	火	棚倉（9、13区）
	26日	水		11日	水	棚倉（10、12区）
	27日	木		12日	木	棚倉（14、15区）
28日	金	13日	金	全地区（地区指定なし）		
			16日	月	全地区（地区指定なし）	

お住まいの地区の受付日に相談できない場合は、別の受付日でも相談できます。

▶申告相談に関する注意点

- 受付を午前中に済ませても、申告相談の進み具合によっては午後の相談となる場合がありますのでご了承ください。
- 2月13日、14日は還付申告のみ受け付けます。
※収入が給与または年金のみの還付申告が対象となりますので、その他の申告は受付いたしません。
- 3月1日(日)に相談日を設けていますが、白河税務署が休みのため、税務署の確認が必要な相談内容は、一日で終わらないことがあります。後日、改めて相談となる場合がありますのでご了承ください。
- 申告用紙、収支内訳書、医療費控除の明細書等は、税務課の窓口にて用紙を準備しておりますのでご利用ください。

広報たなぐら、ホームページに 広告を載せてみませんか

申込期限 掲載月の前々月末

例) 3月号に掲載を希望する場合には、
1月末までにお申し込みください。

料 金 掲載の基準などについては、お問い合わせ
させていただきます。

■お問い合わせ

地域創生課 企画調整係 ☎33-2112

要介護認定者の所得税障害者控除

65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、
所得税法や地方税法で定める身体障害者に準じて
いれば、町が認定することで身体障害者手帳など
の交付を受けていなくても、控除が受けられます。
該当される方には、1月下旬に認定証を送付いた
しますので、確定申告時にご使用ください。

■お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

軽自動車税の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している
方に課税されます。譲渡や死亡等による所有者の
変更、または廃車等の手続きをしていない方は、
4月1日までにお手続きください。

■お問い合わせ

税務課 課税徴収係 ☎33-2118

労働困りごと相談会

日 時 1月26日(日) 午前10時～午後4時

会 場 白河市産業プラザ人材育成センター

※当日、電話でご相談したい方は、下記までご連
絡ください。(午後7時まで)

■お問い合わせ

福島県労働委員会 ☎024-521-7594

国民年金基金制度のご案内

- ・国民年金基金は、自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せする公的な年金制度です。
- ・加入できる方は、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方および、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方です。
- ・65歳から生涯受け取ることができる終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- ・掛金は全額が課税所得から控除できるので、所得税と住民税が軽減されます。受け取る年金も公的年金等控除の対象になりますので、税制面で優遇されます。
- ・加入者が早期に亡くなった時には、家族に遺族一時金(全額非課税)が支払われます。掛け捨てになりません(一部の年金タイプを除く)。
- ・加入した時に確定した掛金額と年金額は変わりません(ご加入時の内容でお支払いした場合)。
- ・ご加入いただいた後も掛金の額を口数単位で軽減できます。

■お問い合わせ 福島県国民年金基金 ☎0120-65-4192

ホームページ <http://www.fnpf.or.jp>

第3回なすかしの森ファミリーチャレンジ

日 程 2月1日(土)～2日(日) 1泊2日

内 容 そり遊び、親子でクッキングなど

対 象 幼児または小・中学生の
子どもを含む家族



申込方法 那須甲子Webページより

2月の心配ごと相談

	民生委員	弁護士 (要予約)
開催日	10日(月)	20日(木)
時 間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場 所	保健福祉センター 相談室	

■お問い合わせ

棚倉町社会福祉協議会 ☎33-2623